学校法人目白学園就活ハラスメント防止に関する基本方針

2026 年 10 月 1 日制定

学校法人目白学園

１．目的

学校法人目白学園（以下「学園」と言います。）は、法令及び学園が定める諸規則等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、高い倫理観と社会的良識をもって業務に取り組んでいます。

ハラスメント防止についても「目白学園ハラスメントガイドライン」（以下「ガイドライン」と言います。）に則って、誰もが加害者にも被害者にもならないような修学・就労環境づくりに努めています。この取組は、教職員だけでなく、学園への就職を希望する方および学園で教育実習等を受ける方（以下「求職者等」と言います。）も対象とします。

本方針は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等（以下あわせて「就活ハラスメント」と言います。）の防止を目的として、学園の取組を定めるものです。

２．就活ハラスメントの具体例

採用選考や教育実習等（採用面接だけではなく、求職や実習に関連する説明会やセミナー、教職員への訪問、インターンシップ、内定取得後の対応も含みます。）に関わる教職員による性的な言動、優越的な立場を利用した不適切な言動、その他求職者等に不利益を与える行為であり、求職者等による求職活動等が阻害される以下のような言動が就活ハラスメントにあたります。

・容姿など、外見に関する発言
・性的指向など、性的な事柄に関する質問や発言
・採用選考や実習に関係のない私的な情報の詮索
・人格を否定するような発言
・高圧的な態度や発言により、精神的に追い詰める行為
・他社・他学からの内定辞退を採用条件とするような発言
・身体的接触
・私的な連絡や会合の強要

以上は一例であり、これらに限定するものではありません。

３．就活ハラスメント防止のためのルール

学園は、採用選考等を以下のルールのもとで実施し、就活ハラスメントを防止し、適切な採用選考及び実習指導を行います。

・面接や実習指導は、学園施設内またはオンラインでの実施を基本とします。
・会議室等閉じられた場所での面接の場合、教職員または求職者等が複数名であることを基本とします。
・求職者等との連絡は、学園の業務用のメールや電話等を用いて行い、個人用の連絡手段を用いた連絡は行いません。

４．就活ハラスメントに対する相談及び対応

学園は、ハラスメント相談窓口（法人本部コンプライアンス室）を設置し、周知を行い、求職者等からの相談を受け付けます。相談にあたっては相談者のプライバシーを保護するとともに、相談したことを理由として、採用選考や教育実習の評価において不利益な取扱いを行いません。

相談受付後は、ガイドラインに基づき対応を行います。事実関係の確認に協力した教職員について、協力したことを理由とする不利益な取扱いを行いません。

教職員により就活ハラスメントにあたる行為が行われたことが確認された場合、就業規則その他の学園規範に基づき、厳正に対処します。

ハラスメント相談窓口 法人本部コンプライアンス室（compliance@mejiro.ac.jp）

以　上